

## 今後の検討事項等に関する意見の概要

### 1 検討の進め方について

(岩村構成員)

- 検討に当たっては、既存の各種社会保障制度との整合性に十分留意し、各制度に内在する論理を崩すことのないようにすべき。

(松村構成員)

- 本検討会で行った実態把握の結果、現行の制度では犯罪被害からの回復、事件遭遇前の平穏な生活への回復が不十分であることが明らかになった。  
 今後は、どのような制度であれば最も被害者のためになるかとの視点に立って、「あすの会」で作成した「犯罪被害者補償制度[案]要綱」を叩き台として議論すべき。

(黒澤構成員)

- 次の順番で検討を進めるべき
  - ・ これまでに抽出・整理した論点について、実態把握や海外調査結果等を踏まえた検討
  - ・ 我が国における犯罪被害給付制度及び利用しうる制度について、不十分であり、充実すべきと認められる事項の抽出・整理
  - ・ 現行法制度の運用の改善により充実可能か否か、法制度の改正が必要か否か、必要な場合は具体的な改正内容を検討し、現行法制度の改正等で不十分な場合には新たな制度を検討
  - ・ 検討会②との調整が必要
- 給付制度の拡充及び新たな制度の創設それぞれについて、出すべき結論を仮に想定し、問題点、導入の可否等を検討する方策もある。

(警察庁)

- 犯罪被害給付制度のみならず、社会保障・福祉制度等、現行の経済的支援施策の総体を踏まえて検討するという観点が必要。  
 検討に際しては、社会保障・福祉制度全体の自助・共助・公助のシステムと調和・均衡のとれた形で存立するよう配意すべき。

## 2 検討事項について

(黒澤構成員)

- 経済的支援の理念・財源、支給対象（特に国外犯被害、外国人、過失犯等）、遡及効、不支給・減額事由、補償の範囲とその支給方法、損害賠償金の立替払い制度等、支給額算定方法と支給方法（年金化の議論）

(松村構成員)

- 「犯罪被害者補償制度[案]要綱（生活保障型）」

(主な事項)

- ・ 犯罪被害者の補償を受ける権利
- ・ 不支給・減額事由（親族間、男女間、取引に絡む犯罪、同僚間の争いなどについて不支給・減額とする制限を設けない。）
- ・ 一時金の他に年金方式のとり入れ
- ・ 「再び平穏な生活を営むことができる」ことを保障する年金の額（被害を受ける前の収入と被害後の現実の収入の差額とする。）
- ・ 年金算定のための収入の考え方、資力要件
- ・ 「医療関係費」（治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用、介護費用、通院交通費など）の全額無償かつ現物給付
- ・ 年金の遡及適用

(警察庁)

- 各種年金制度、生活保護制度、労働者災害補償制度、自動車損害賠償保障制度といった一般的に適用される犯罪被害給付制度以外の制度の現状の把握